

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備の取得に係る税制上の措置(国税4)(法人税:義、所得税:外))
2	要望の内容	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく認定事業者等が使用済小型電子機器等に関する高度な再資源化設備を取得した場合、取得価額の30%の特別償却を認める特例措置を3年間講じること。
3	担当部局	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 リサイクル推進室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	-
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること。</p> <p>小型家電リサイクル法の基本方針では、平成27年度までに14万t/年(国民1人当たり1kg/年にあたる)の使用済小型電子機器等の再資源化を目標としている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>4 廃棄物・リサイクル対策の推進</p> <p>日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～</p> <p>1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)</p> <p>① 民間投資の活性化</p> <p>○ 先端設備の投資促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講じる。

		<p>二. 戦略市場創造プラン</p> <p>テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現</p> <p>①クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会</p> <p>○メタンハイドレート等海洋資源の商業化の実現等</p> <p>なお、海洋だけでなく、いわゆる「都市鉱山」におけるレアメタル等の資源再利用についても推進する。 (抜粋)</p>	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>使用済小型電子機器等に含まれる、レアメタルや貴金属等の有用金属をより多く確保するため、認定事業者等に引き渡された使用済小型電子機器等における有用金属の回収量の増加を目的とし、認定事業者等による高度な再資源化設備の導入を促進すること。</p>	
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>認定事業者等によって回収された有用金属の量</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度が措置されることにより、認定事業者等による高度な再資源化設備の導入が促進され、使用済小型電子機器等から貴金属・レアメタル等の有用金属がより高度に選別・回収されることにより、有用資源の確保・資源循環の推進につながる。</p> <p>さらに、認定事業者等が選別・回収した有用金属をより高い額で売却することが可能になり、その利益が市町村との取引価格に反映される等の理由により、小型家電リサイクル制度に取り組む市町村の幅広い参画が期待される。その結果回収量の拡大、更なる有用資源の確保につながる。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	年間10社程度
		② 減収額	-
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:新設のため現時点の情報から推定)</p> <p>本措置により導入が促進される高度な再資源化設備により、リサイクルの効率化が図られ、認定事業者と市町村の引渡しの際の価格にも反映される。これにより、市町村による回収対象品目の拡大が見込まれるとともに、財政的理由により小型家電リサイクルへの参加を躊躇していた市町村もより参加しやすくなるなど、使用済小型電子機器等の回収量・再資源化量の増加が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:新設のため現時点の情報から推定)</p> <p>例えば、銅とアルミが混在しているミックスメタルについては、非鉄選別機により、どちらも純度85%以上で選別することが可能になるなど、有用金属の回収量の増加が見込まれる。</p> <p>※純度については、設備の性能や設備に投入される物の構成に大きく依存するため、上記は一例である。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:新設のため現時点の情報から推定)</p> <p>本措置が新設されなかった場合、高度な再資源化設備が高額であること等の理由により、認定事業者等による設備の導入が進まず、有用金属の回収量が伸び悩むことが予想される。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:新設のため現時点の情報から推定)</p> <p>1年間に使用済みとなる使用済小型電子機器等に含まれる有用金属(貴金属、レアメタル等)の合計量は金額ベースで844億円と推定されている。また、近年の有用金属の価格の高騰、採掘地域の偏在性等を考慮すると、それら金属を安定的に確保していく必要がある。これらの状況から、国内に存在する有用資源の循環を促進していくことは重要であると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>使用済小型電子機器等の回収等に要する費用の推定が困難であり、また使用済小型電子機器等からの有用金属の回収量の推定も容易でない。このような状況の中、廃棄物処理・リサイクル事業者においては、高額の設備の導入に慎重になることも考えられる。</p> <p>当該設備に係る特別償却を認める本制度が措置されることにより、安定的・健全な経営が確保され、積極的な設備投資・事業展開を促し、ひいては有用金属の回収の促進につながる</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算措置は小型家電リサイクル制度の円滑かつ着実な実施に向け、市町村の参加促進や制度についての情報発信を行うなど、小型家電の再資源化の促進をはかるもの。</p> <p>一方、本税制は認定事業者等に対し、高度な再資源化設備への直接投資を推進するもの。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		-